

「み」さんをご心配頂いている方々へ

山田大介法律事務所
弁護士 山田 大介

当職は、X（旧ツイッター）上で「み」というアカウント名で投稿を行っていた女性（以下、単に「み」といいます。）に対する名誉毀損被疑事件（以下、「本件事件」といいます。）について、「み」さんの弁護人を担当した弁護士です。なお、当職は、同人についての民事事件を担当した弁護士とは別人であり、かつ、第三者が手配した弁護士ではありません。

「み」さんは、「み」さんの心情に寄り添って頂いた全ての方々に感謝すると共に、多数の方にご迷惑、ご心配を掛けてしまい大変申し訳なく感じています。

現在、「み」さんご本人は、心身共に健康な状態にあり、あるところで一時的に静養されています。「み」さんについて、「緊急」、「とんでもない事態」が発生したという事実は一切ございません。

本件事件は、刑事事件として、処分を受け既に終了しております。なお、名誉毀損事件という事件の性質上、詳細についてご説明することはできません。

「み」さんご本人は、本件事件について、心より反省しており、今後、X等を使用してインターネット上で何らかの発信を行う事はありません。

なお、「み」さんについての情報は、**当職以外の第三者が「み」さんの意向を受けて情報発信を行うことは絶対にありません。**

勾留期間中、「み」さんから第三者に何かの情報発信や拡散を依頼した事実はなく、「み」さんに差し入れられた第三者からの手紙は、弁護人を明かすよう依頼した1枚のものしかなく、「み」さんが本件事件について、第三者と何らかの意思のやりとりをした事実は存在しません。

また、当職が、第三者から接触受けたり、何らかの文章を渡された事実もありません。

なお、一般に、通常の名誉毀損事件の弁護活動において、情報の拡散を呼びかける活動は不利益でしかなく、弁護人がそのような活動に加担することはありません。

「み」さんは、本件事件について、これ以上拡散されることを望んでいません。

「み」さんをご心配頂いている皆様には、何卒、「み」さんの心情をご拝察頂き、苦しみから過ちを犯してしまった彼女について、これ以上の新たな苦しみをあたえることに参加されないよう、心よりお願い申し上げます。

以上